

令和6年度 粕屋町認可保育施設利用調整指数表

【基礎指数】

保育の必要性(時間の記載は1か月あたり)		(参考)	指数
被雇用者	160時間以上	20日*8	150
	140時間以上160時間未満	20日*7	140
	120時間以上140時間未満	20日*6	130
	100時間以上120時間未満	20日*5	120
	80時間以上100時間未満	20日*4	110
	64時間以上80時間未満	16日*4	100
自営業 (中心者)	160時間以上	20日*8	150
	140時間以上160時間未満	20日*7	140
	120時間以上140時間未満	20日*6	130
	100時間以上120時間未満	20日*5	120
	80時間以上100時間未満	20日*4	110
	64時間以上80時間未満	16日*4	100
自営業 (協力者)	160時間以上	20日*8	120
	140時間以上160時間未満	20日*7	110
	120時間以上140時間未満	20日*6	100
	100時間以上120時間未満	20日*5	90
	80時間以上100時間未満	20日*4	80
	64時間以上80時間未満	16日*4	70
就業予定	160時間以上	20日*8	120
	140時間以上160時間未満	20日*7	110
	120時間以上140時間未満	20日*6	100
	100時間以上120時間未満	20日*5	90
	80時間以上100時間未満	20日*4	80
	64時間以上80時間未満	16日*4	70
内職	160時間以上	20日*8	120
	140時間以上160時間未満	20日*7	110
	120時間以上140時間未満	20日*6	100
	100時間以上120時間未満	20日*5	90
	80時間以上100時間未満	20日*4	70
	64時間以上80時間未満	16日*4	50
妊娠・出産			80
疾病	入院・自宅療養安静		160
	精神疾患		130
	通院・常時安静		130
	通院加療		90
心身障害	保育が常時困難(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A)		150
	保育が著しく困難(身体障害者手帳3級、精神障害者福祉手帳2～3級、療育手帳B)		140
	保育が困難(身体障害者手帳4～6級)		130
入院・通院の看護	入院または通院している親族に月120時間以上付き添いしている。		130
	入院または通院している親族に月120時間未満付き添いしている。		90
居宅看護・介護	月120時間以上の親族の看護・介護を行っている。		130
	月120時間未満の親族の看護・介護を行っている。		90
災害復旧	風水害、地震、火災等		200
求職活動			50
就学	120時間以上の勉強		120
	120時間未満		70
DV・虐待	虐待やDV、またはそのおそれがあるとして町長が認めた場合		200
その他	児童福祉の観点から、町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		200

【調整指数】

優先利用事由・その他の状況		指数
ひとり親家庭		75
生活保護世帯		15
家計の主宰者失業		25
社会的養護(要保護児童等)		75
子どもの障がい(手帳有)		35
育休後復職または復職予定		15
きょうだい同一保育施設利用希望	在園児のきょうだい	15
	在園児きょうだい(現在別の認可保育施設を利用)	30
	同時申し込み(新規)	10
小規模保育事業などの卒園児童	保育施設等の利用希望	15
	企業主導型(3歳児以上)	15
その他	単身赴任	15
	保育士の子ども(認可常勤)	75
	保育士の子ども(認可非常勤)	30
同居親族が保育要件を満たしていない(65歳未満)		-30
勤務実績がともなっていない		-5
育児休業延長		-125

【指数が同点の場合の優先順位】

1. 施設の希望順位の高い世帯
2. 保育の必要性
 - ①災害復旧
 - ②その他
 - ③虐待・DV
 - ④保護者の疾病・障がい
 - ⑤介護・看護
 - ⑥就労
 - ⑦就業予定
 - ⑧就学
 - ⑨妊娠・出産
 - ⑩求職活動
3. 子どもの人数
4. 世帯の合計所得金額

【利用調整について】

基礎指数＋調整指数＝利用調整点

- ・基礎指数により保護者1名ずつに点数をつけ、そのうち点数の低い方をその子どもの基礎指数とする。
- ・同一保護者で、就労状況等の分類の該当項目が複数該当する場合は、基礎指数の高い方を適用する。
- ・調整指数の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。